

平成 26 年 3 月 18 日
財 務 局

保証事業会社による契約保証の取扱いについて

契約保証金に代わる担保として、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証を加え、以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

1 保証する金額

契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 事務手続

（1）契約締結時

東京都を被保証者とする保証契約を締結した後に、当該保証契約に係る保証証書を提出する。

（2）契約変更時

契約金額又は契約期間を変更した場合は保証事業会社へ報告し、契約金額の増額が伴う場合は、東京都に新たな保証証書を提出する。

ただし、保証する金額が未払の契約金額の 10 分の 1 以上あるとき、又は契約期間のみの変更の場合は、新たな保証証書の提出は不要とする。

（3）契約完了時

保証証書は東京都から受注者に返還しない。

（4）その他

契約保証金に代わる保証事業会社の保証は、前払金保証を受けることを前提にこれを受けられることができる。

3 適用日

平成 26 年 4 月 1 日以降に公表する案件から適用する。

【問合せ先】 財務局経理部契約調整担当
(直通) 03-5388-2607